

保育総合研究会広報誌 NO. 79

発行所： 保育総合研究会事務局 令和元年12月18日
茨城県東茨城郡茨城町上飯沼1276-1 飯沼こども園内
TEL029-292-6868 FAX 029-292-3831
発行人： 会長 梶沢 幸苗



令和元年10月31日(火)、午後1時から、アルカディア市ヶ谷私学会館において第65回定例会が行われた。



開会 13:00～ 会長あいさつ 会長 梶沢 幸苗氏

講演 13:15～14:00

〈テーマ〉「新制度見直しが次年度から」
〈講師〉 当会副会長 坂崎 隆浩氏



★子ども・子育て会議による5年後の見直しが検討

○公定価格に係ること

- ・算定の在り方、基本分単価の在り方、地域区分の在り方
(公定価格の積み上げ方式から包括方式へと財政審から求められている)
- ・土曜日開所に関する在り方

○処遇改善や事務負担軽減や保育の現場で働く人材の確保に関すること

- ・処遇改善の着実な実施と方策
- ・保育士以外の職種配置に関する公定価格上の評価
- ・休日保育における共同保育の評価在り方
- ・事務負担の軽減方策

○現時点での5年後見直し検討のまとめ(問題点がクローズアップ)

- ・待機児童対策を強化、全国的に保育士慢性不足、社会福祉法の改正、
- ・処遇改善等加算Ⅰ(基準年度の変更)及びⅡについて、キャリアアップ研修
- ・幼児教育・保育の無償化

★キーワード求められる法人経営

○子育て支援施設は子育て支援を超えられるか

○地域に何が出来るか、何が求められているのか

○施設の存在意義を見つめなおす

保育所・こども園として更に法人として→地域のライフラインの核として

○法人組織の在り方、法人教科と多職種との連携

○法人職員の育成の組織化、公開保育等の評価議論、第三者評価

○法人同士の連携法人、合併、統合を考える時期

過疎地域対策としては早急に考えたい

講演 14:00～15:00

〈テーマ〉「農林水産省における和食文化の保護・継承の取り組み」

〈講師〉 農林水産省食糧産業局
食文化・市場開拓課
和食室長 小宮 恵理子氏



1. ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」とは何か？

「無形文化遺産」とは、芸能や伝統工芸技術などの形にない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているもの。和食とは「自然を尊重する」というところに基づいた日本人の食習慣

○無形文化遺産に登録された和食文化の4つの特徴

- ①多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重
- ②健康的な食生活を支える栄養バランス
- ③自然の美しさや季節の移ろいの表現
- ④正月などの年中行事との密接な関わり

2. 和食を巡る国内外の状況

★和食文化の継承の状況

- ・ユネスコ無形文化遺産に「和食、日本人の伝統的な食文化」が登録されたことについて53.1%の人が知っている。21.8%の人が聞いたことがあると答えた。
- ・家庭等で受け継がれてきた料理や食べ方、作法等の和食文化を受け継ぎ、次世代へ伝えているのは全国民の2人に1人
- ・和食文化の継承には家庭や学校の間が重要である。

3. 和食に関する「国の取り組み」

・「食育基本法」において国は食文化の継承を推進するため、必要な施策を講ずることとされている。

・「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づいて国は無形文化遺産として登録された和食文化の保護を確保するために必要な措置をとる。

・平成29年6月に「文化芸術基本法」において「食文化」が生活文化として位置づけられ、同法に基づいて国はその振興を図るとともに、食文化に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるととされている。



